

図書館民営化問題 竹内市長への公開書簡

平成 25 年 9 月 1 日

三田市長 竹内英昭様

三田市の図書館を考える市民の会

代表世話人 小林純生
三田市 ●●●●●●●●
電話 079 ●●●●●●●●

儀礼的挨拶を省略して本論に入らせていただきます。

失礼の段はご寛恕いただきますようお願い申し上げます。

なお、坂本三郎・三田市議会議長と三田市内に総局・支局を持つ複数のメディアにも、この書簡の写しを送付しております。ホームページ上にも掲載します。

公開の書簡として竹内市長の真摯なるお返事を期待するものであります。

さて、三田市は 9 月市議会に三田市立図書館へ指定管理者制度を導入し、本館、ウッディ分館、藍分室、それに移動図書館を含む全館・全業務を民間事業者に委託するための条例改正案を提出し、目下その審議が進められているところです。わたくしたち「三田市の図書館を考える市民の会」は、さる 7 月 14 日の設立以来、自主的学習、三田市幹部による説明会などを通じて、この問題の理解に取り組んで参りました。その結果、来年度導入は拙速に過ぎるとの結論に達し、そうした趣旨で議会へ陳情書を提出し、署名活動を展開しているところです。

本書簡では、わたくしたちの考え方を申し述べ、三田市の方針が誤りであることを指摘し、方針の転換を求めたいと考えます。

1. まず、公立図書館の理念・役割について申し述べます。

公立図書館は社会教育法、図書館法などによって、大きく二つの役割を担っています。一つは、地域住民の「知の拠点」として無償で図書などの資料を提供すること。もう一つは、地域住民の知的欲求に応えるため、専門教育を受けた司書を中心に企画・調査・助言・運営を行うことです。義務教育が、どのような境遇にあろうとも全ての子どもに「9年間の基礎教育を無償で保障」しているように、図書館は社会教育・生涯教育の基盤として、すべての人に「読書の機会を無償で提供」する制度です。民主主義社会は、「市民一人ひとりの不断の学びと成長によってこそ健全に発達する」との理念に基づき、「文化的インフラ」として位置づけられる重要な施設です。公立図書館は他の公共施設とは全く違う理念と役割を担っているのです。これは価値観を同じくする米欧先進諸国と共通するものです。この理念と役割

は、たとえ民営化されても継続していかなければならないものです。しかし、市長をはじめ市当局者は誰もこのことに言及していません。民営化によって、こうした本質的役割はどう保障されるのでしょうか。何もしなければ、民営化によって図書館の理念・役割は危機に瀕し、やがて崩壊していくことになるでしょう。市長の見解をお尋ねします。

2. 次に行財政改革の観点から申し述べます。

指定管理者制度導入についての三田市の説明は微妙に変化しています。当初、6月議会での説明では、主眼は行財政改革にあるとされ、図書館費のほぼ1割の削減が目標とされていました。しかしこのところ、「たとえ経費が現行水準と変わらなくとも、開館日の拡大・開館時間の延長、それに現行サービスを維持しつつさらなるサービスの拡充が実現できれば、それは経費削減と同じ効果を持つ」と説明が変わりました。「経費が増えてもサービスを拡充する」に方針が転換されたようです。開館日の拡大、サービスの拡充それ自体は歓迎すべきことです。しかし、それもあくまで市が謳うように、「最少の支出で最大のサービス」を目指さなければなりません。図書館費が削減されないままの民間委託では、当然のこと人件費のダブルコストが発生します。市財政総体としては負担増になり、当初の行革目的に逆行することになります。なお、人件費のダブルコストは、図書館費の削減が一定程度実現したとしても発生すると考えられます。したがって、行財政改革の旗印には当初から矛盾があったと考えざるを得ません。行革目的は破綻したと考えますが、市長のご見解をお聞かせください。

3. 開館日・開館時間の拡大について申し述べます。

議会等における市の説明で一貫しているのは、「市民の要望が多い開館日の拡大、開館時間の延長を実現するため」という表現です。必ず枕詞として使われています。さぞ多数の声が寄せられているものと推察していました。わたくしたちへの説明の席上では、「現在リストをまとめている」とのことでしたが、8月12日のまちづくり常任委員会で佐々木まちづくり部長は、「市民の声をまとめたリストはないが、数件上がっている。図書館を開ければ開けるだけ利用しやすくなるのだから、ニーズ調査をする必要はない」と答弁されました。結論的に「市民の要望が多い」の内実は、わずか「数件の要望」だったのです。まして、「ニーズ調査をしたことがなく、するつもりもない」となれば、「開館日・開館時間の拡大」をしなければならない必然性、根拠は皆無ということになります。わずか数件の要望に応じて制度的大改革をすることなど、常識的には考えられません。もっと厳しい言い方をすれば、市側はこれまで理由づけについて虚偽を述べてきたと言わざるを得ません。一体、何のための指定管理者制度導入なのか、市長は真の目的をご回答ください。

4. さらなるサービスの拡充について申し述べます。

民営化のもう一つの大きな目標は、「さらなるサービスの拡充」です。これも枕詞のように使われてきました。様々な情報を総合すると当初、市は「インターネットサービスの利便性拡大」「貸出冊数、貸出期間の改善」「利用環境の整備」などを考えていたとのことでした。しかし、8月12日のまちづくり常任委員会での佐々木まちづくり部長の答弁は、「具体的には指定管理者の提案を待って検討する」というものでした。つまり、市としては何も具体案を持っていない、ということです。さらに、当初考えられた何項目かとも一目瞭然、「民間業者でなければやれないこと」ではありません。こうした姿勢を一般社会では「丸投げ」と言います。主要目的に掲げていることの内容が丸投げでいいのでしょうか。明確な方針を示さなければ業者は動かないでしょう。また、「現行サービスを現水準のまま維持する」も市の方針ですが、これはまったく不可能です。すでに幾つかのボランティアグループは、万一民営化が強行された場合は、奉仕活動から撤退すると表明しています。ボランティアは公共目的であるからこそ、無償でもっと言えば費用自弁で活動しています。主体が民間業者になれば、彼らの利益のために奉仕を続けなければならない必然性はゼロになります。市がどう考えようと、現実には現行サービスの「少なくとも一部」あるいは「少なからぬ一部」は崩壊します。どう受け止められますか。

5. 市直営で十分に可能ではありませんか。

市長はじめ市の担当者は、「今回の改革は現在の公務員の勤務体系では絶対に実現できない」と繰り返し述べています。しかし、開館日の拡大などは直営のままでも十分に実現可能で、他自治体に多くの先例があります。市はこの点、「不可能」とするだけで具体的説明がありません。また、「市民の需要実態」という観点からの精査も必要ですが、市民・利用者に対するマーケティングリサーチはまったく行われていません。肝心の開館日・開館時間について具体的内容は示されていないのです。しっかりと調査をすれば、合理的かつ市直営で実現可能な改革案が必ず作れます。是非、まず調査をしてください。「選書」「蔵書管理」「児童サービス」「障害者サービス」等々を現行水準で維持継続するための道筋も、民営化後にそれを担保するための方策も、一切示されていません。すべてが「これから」です。ならば、現在すでに高い水準にあるこれらサービスを、そのまま維持し拡充して行けばよいではありませんか。直営のどこに問題があるのでしょうか。ご説明ください。

6. 公務員は奉仕者です

6月市議会本会議で竹内市長、吉岡副市長らは、図書館職員の資質について、「権利意識が強すぎる」「公務員意識が強すぎてサービス業の意識が低い」などと指摘しました。この点に関して言えば、公務員は全体の奉仕者であり、サービスに徹することを法律によって要請されているのですから、市長はじめ全市職員が意識しな

ければならないことです。その中で、「図書館職員はむしろ奉仕の精神に富んだ人材が多い」というのが、日頃館員と接しているわたくしたちの印象です。公務員意識＝お上意識が強いのは、むしろ本庁の皆さんです。また、フラワータウン市民センター、ウッドイタウン市民センターなどにはまちづくり部の窓口がありますが、貸室業務などの対応に多くの市民が不満を持っています。「杓子定規で血の通わぬ、正にサービス精神の対極」と、利用している女性たちが憤る声をよく聞きます。付け加えれば、図書館職員を貶めるような発言を議会という公式の場ですること自体、管理者・上司としての資質・責任意識・管理能力に疑問を持たれる行為です。

そのことはさておきましょう。申し上げたいのは「図書館は市民のためのもの」ということです。直営ならば職員は公務員で「全体の奉仕者」です。市民のために「奉仕すること(サービスすること)」が最優先されます。しかし、企業は自己の利益を最優先します。そこで働くスタッフは企業に忠誠を誓う社員で、市民への奉仕者ではありません。図書館の基礎にあるべき「奉仕」が期待できないのです。このことから、わたくしたちは現行サービスの維持すら難しくなるであろうと強く懸念しています。市からは「心配ない」との抽象的答えしかありません。市長はどうお考えでしょうか。(なお、奉仕＝サービス、と表現しましたが、ここでの「サービス」はいわゆる「接客業などのサービス」とは全く意味が違います。念のため。)

以上、縷々申し述べてきましたが、わたくしたち「市民の会」は、基本的に図書館への指定管理者制度導入は誤っていると考えます。しかし、三田市の計画を頭から否定するつもりはありません。十分に検討したいと考えています。どうぞ、具体的に詳細な「検討に値する」内容をお示しください。図書館を利用している三田市民として、図書館にかかわって奉仕活動をし三田市政にもささやかながら「無償の貢献」をしている市民として、図書館の「在り方と将来」に強い関心を持っています。わたくしたちにも意見を述べる権利があります。

まず、9月議会での条例改正決定を見送ってください。そして、すべての情報を市民に公開し、大いに議論を盛り上げて、市立図書館のあるべき姿を探っていこうではありませんか。それこそが「協働」です。竹内市長の決断による方針転換を強く期待するものです。真摯なるお返事をお待ちします。

新市庁舎の建設が進み、来年末には「竹内市政2期目の総仕上げ」の象徴として、「市民のための市政」の「新たな中核施設」が完成します。図書館民営化は最初の1、2年は一定の評価を受けることがあっても、やがて必ず不評を買い市民の財産である図書館の疲弊をもたらす、というのが各地の実情です。まして三田市ではスタート時の好評も期待できないのではないのでしょうか。

政治家・竹内英昭氏が、政治家としての晩節を全うされることを切に望みます。